

令和5年度 障害者支援施設指導監査結果

■ 令和5年度は障害者支援施設に対する指導監査を4件実施しました。

※ 「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1 障害者支援施設	あおはにの家	社会福祉法人 青葉仁会	実地監査	利用者1名について、令和3年3月31日及び令和4年3月31日に利用者の同意を得た施設障害福祉サービス計画及び同意書において、その時点でサービス管理責任者に就任していない職員がサービス管理責任者として作成・説明した旨の記載があった。 については、サービス管理責任者が、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第1項及び第6項】 施設障害福祉サービス計画の作成に係る、サービス担当者会議の開催及び6月に1回の定期的なモニタリングについて、サービス管理責任者により実施されていなかった。今後は、サービス担当者会議及びモニタリングの実施に当たっては、サービス管理責任者が直接行うこと。 なお、計画の原案の作成についても、本来はサービス管理責任者の業務であるため、その作成過程にサービス管理責任者以外の者が関わる場合は、下書きの清書などといった補助的業務の範囲に留めること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第5項、第8項、第9項】	令和3年3月31日及び令和4年3月31日時点で就任しているサービス管理責任者が作成し、令和4年4月1日より就任のサービス管理責任者名を明記し説明・同意いただきました。 また、個別支援計画の様式を変更し、就任しているサービス管理責任者が利用者への説明・同意と同時に計画の交付ができるよう改めました。
2 障害者支援施設	朱音	社会福祉法人 ならやま会	実地監査	施設障害福祉サービス計画の内容について、文書により利用者の同意を得ていないものがあったため、速やかに利用者から文書による同意を得ること。 自主点検の上、同様のケースが見られた場合は、速やかに文書により利用者の同意を得るとともに、今後施設障害福祉サービス計画の作成及び変更にあたっては利用者から文書による同意を適切に得ること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第6項】	サービス計画について同意を得られていなかったものについては速やかに同意を得ました。その他自主点検を行い同様のケースについても速やかに対応を行いました。
3 障害者支援施設	菅原園	社会福祉法人 大倭安宿苑	実地監査	無	

※ 「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
4	障害者支援施設	萌あおはに	社会福祉法人 青葉仁会	実地監査	施設障害福祉サービス計画の作成に係るサービス担当者会議の開催及び6月に1回の定期的なモニタリングについて、サービス管理責任者により実施されていなかった。今後は、サービス担当者会議及びモニタリングの実施に当たっては、サービス管理責任者が直接行うこと。 なお、計画の原案の作成についても、本来はサービス管理責任者の業務であるため、その作成過程にサービス管理責任者以外の者が関わる場合は、下書きの清書などといった補助的業務の範囲に留めること。 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第23条第5項、第8項、第9項】	基準省令第23条に従いサービス管理責任者が作成にあたります。またサービス管理責任者以外が関わる場合は補助的業務の範囲に留めます。